

令和4年6月20日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 國井輝明 | 議員 | 2番 | 太田陽子 | 議員 |
| 3番 | 鈴木みゆき | 議員 | 4番 | 安孫子義徳 | 議員 |
| 5番 | 月光裕晶 | 議員 | 6番 | 後藤健一郎 | 議員 |
| 7番 | 渡邊賢一 | 議員 | 8番 | 古沢清志 | 議員 |
| 9番 | 佐藤耕治 | 議員 | 10番 | 太田芳彦 | 議員 |
| 11番 | 阿部清 | 議員 | 12番 | 沖津一博 | 議員 |
| 13番 | 荒木春吉 | 議員 | 14番 | 柏倉信一 | 議員 |
| 15番 | 木村寿太郎 | 議員 | 16番 | 伊藤正彦 | 議員 |

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|---------------------------|------|-----------------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 菅原隆平 | 副市長 |
| 佐藤志津男 | 教育長 | 鈴木隆 | 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長 |
| 武田伸一 | 企画創成課長 | 小泉尚 | 財政課長 |
| 安彦絵美 | 税務課長 | 武田新二 | 建設管理課長 |
| 猪倉秀行 | 農林課長（併） 農業委員会 事務局局長 | 小林博之 | 商工推進課長 |
| 山田良一 | さくらんぼ観光 課長 | 小林弘之 | 健康福祉課長 |
| 武田栄治 | 高齢者支援課長 | 志鎌重美 | 子育て推進課長 |
| 渡邊健一 | 生涯学習課長 | | |

○事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 東海林茂美 | 事務局長 | 柏倉勝郎 | 局長補佐 |
| 堀和敏 | 総務係主事 | 古谷駿幸 | 総務係主事 |

議事日程第5号 第2回定例会
令和4年6月20日(月) 予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第1 議第30号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第4 議第31号 寒河江市国民健康保険税条例及び寒河江市介護保険条例の一部改正について
〃 5 議第33号 次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結について
〃 6 請願第2号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願
〃 7 請願第3号 「中小業者に悪影響を及ぼすインボイス制度を中止すること」を求める請願
〃 8 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 9 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第10 議第32号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
〃 11 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 12 質疑・討論・採決

- 日程第13 議会案第4号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について
〃 14 議案説明
〃 15 質疑・討論・採決
〃 16 市立病院検討特別委員会の設置について
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

日程の追加

市立病院検討特別委員会委員の選任について

日程の追加

市立病院検討特別委員会正副委員長の互選結果報告について

閉会中の継続審査申出並びに委員派遣承認要求について

再 開 午前9時45分

○**國井輝明議長** おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

〔阿部 清議会運営委員長 登壇〕

○**阿部 清議会運営委員長** おはようございます。

本日の議会運営につきましては、6月17日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議会案第4号令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について及び市立病院検討特別委員会の設置についての2案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。

日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報

告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第1、議第30号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。佐藤予算特別委員長。

〔佐藤耕治予算特別委員長 登壇〕

○**佐藤耕治予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第30号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

6月13日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第30号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告でありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

た。

議第30号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第30号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第4、議第31号寒河江市国民健康保険税条例及び寒河江市介護保険条例の一部改正についてから日程第7、請願第3号「中小業者に悪影響を及ぼすインボイス制度を中止すること」を求める請願までの4案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第8、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。後藤総務産業常任委員長。

[後藤健一郎総務産業常任委員長 登壇]

○**後藤健一郎総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月13日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第31号、議第33号、請願第2号及び請願第3号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第31号寒河江市国民健康保険税条例及び寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「契約金額が約12億円となっているが、今後、さらに資材が高騰した場合はどのように対応するのか」との問いがあり、当局より「この事業は工事完成まで期間を要することから、契約締結後の物価変動に対応することも必要であると考えております。安定的な工事建設の執行や品質確保の観点から事業者と協議を重ねた上で、建設工事請負契約約款に基づき、物価スライドに合わせて補正など適切な対応を検討してまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願を議題とし、

担当書記による請願文書朗読後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第2号が採択すべきものと決しましたので、請願第2号に係る意見書について担当書記による意見書案朗読後、審査に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって意見書案のとおり議会案を提出するものと決しました。

次に、請願第3号「中小業者に悪影響を及ぼすインボイス制度を中止すること」を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、討論に入りました。

主な討論の内容を申し上げます。

委員より「インボイス制度は、免税事業者が取引過程から排除されたり不当な値下げ圧力を受けたり廃業に迫られたりしかねないということが懸念されている。国会でもその廃止法案等が野党から提出され議論されているところだ。また、課税売上高1,000万円以下の事業者は、現在は免税事業者として消費税を納めなくてもよいが、インボイス制度が導入されることにより消費税を納めなくてはならなくなり、消費税ゼロ%が一気に10%ということで税負担が増えるという問題点がある。多くの中小零細企業の経営者が影響を受けることが想定されるため、インボイス制度は廃止すべきであり、この請願には賛成である」という旨の賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。(「議長」の声あり)

太田議員に申しあげます。何号議案に対する討論ですか。(「請願第3号に対してです」の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。(「賛成討論です」の声あり)

古沢議員に申しあげます。何号議案に対する討論ですか。(「請願第3号に対する」の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。(「反対討論です」の声あり)

そのほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは初めに、請願第3号賛成討論について太田陽子議員の発言を許します。太田議員。

[太田陽子議員 登壇]

○**太田陽子議員** おはようございます。

請願第3号「中小業者に悪影響を及ぼすインボイス制度を中止すること」を求める請願について賛成の討論を行います。

これまで消費税の納税を免除されてきた小規模の事業者に新たな税負担がのしかかるインボイス制度の導入中止を求める声が広がっています。

この制度は、2019年に自民・公明政権が消費税を10%に引き上げた際、増税から4年後の2023年10月からの導入を決めました。実施が迫るにつれて負担増の影響を受ける人たちの深刻さが浮き彫りになっています。コロナ禍や物価高で打撃を受けた人たちに追い打ちをかけることは許されません。

業者は客から受け取った消費税から仕入れにかかった消費税を差し引いて納税します。今、

帳簿で行っている税の計算をインボイスを使って納税することが義務づけられます。年間売上げが1,000万円以下は免税業者とされインボイスを発行する必要はありませんが、規模の大きな取引先の課税業者からインボイスを求められれば断るのは困難です。

インボイスを発行する業者は免税業者となれないので、売上げが数十万円であっても、売上げにかかる消費税を支払わなければならなくなります。取引ごとのインボイスの発行や7年間の保存など事務負担に加えて、消費税の負担が重くのしかかってきます。いわゆるフリーランスや個人事業主などの働き方の人たちには大きな問題です。

例えばシルバー人材センターです。会員は請負なので契約で働いています。消費税法上は事業者と扱われています。シルバー人材センターの利用料には消費税がかかります。現在は収入であるセンターからの配分金が3万円から4万円と少額であるため、会員は免税業者の扱いです。

インボイスが導入された場合、課税業者であるシルバー人材センターが消費税を負担するか、会員が課税業者になるかを迫られることとなります。会員は事務負担からも経済負担からもインボイスを発行する課税業者になることはできません。センターは仕入税額控除ができなくなり、センターが消費税を負担することになります。新たな税負担は全体で200億円になることを政府も認めています。

全国のセンター数はおよそ1,300か所なので、1か所当たり税負担は1,500万円になります。全国の自治体からはインボイスの下ではセンターの経営が成り立たないと異議を唱える意見書が相次いでいます。去年は100件弱だったのが、今では242件に広がっています。

全国の意見書では、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用

することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題などと訴えています。

政府は、インボイス導入の口実に税率の違いを挙げますが、現在も8%、10%の納税が行われており理由にはなりません。消費税の引上げとコロナ禍で傷ついた日本経済を立て直すためにも、インボイス制度はやめるべきであります。

以上のことから、この請願の採択に賛成するものであります。

議員各位の賛同を求め、討論を終わります。ありがとうございました。

○**國井輝明議長** 次に、請願第3号反対討論について古沢清志議員の発言を許します。古沢議員。

〔古沢清志議員 登壇〕

○**古沢清志議員** おはようございます。

請願第3号「中小業者に悪影響を及ぼすインボイス制度を中止すること」を求める請願について反対討論いたします。

初めに、インボイス制度の概要を説明させていただきます。

この制度は、2023年10月1日より消費税法におけるインボイス制度が開始されます。2019年10月の消費税増税に伴い軽減税率も同時に導入され、現在、2種類の税率が存在しております。その透明性を高めつつ、正確な経理処理ができるよう、2023年からインボイス制度の導入が決定されました。

インボイス制度とは、簡単に言えば、取引内容や消費税率、消費税額などの記載要件を満たした請求書などを発行、保存しておくという制度です。要件を満たした請求書を保存しておくことで、仕入れ側は消費税の仕入税額控除を受けることができます。

事業者には消費税を納めなければならない課税事業者と、一定の要件を満たすことで消費税

の納税が免除される免税事業者があります。課税事業者は、自身が受け取った消費税分を納税しなければなりません。自身が支払った分は納税額から差し引くことができます。つまり税込販売価格の消費税分から仕入れにかかった消費税分を引いた額を納税することになります。

請求書等については、仕入れた物の名称や価格だけでなく、請求書等保存方式では記載義務がなかったそれぞれの商品への適用税率や税額まで記載したインボイス、つまり適格請求書などを保存することが求められます。

消費税が2つになったため、この方式を採用しなければ正確な取引を把握することができません。この適格請求書等保存方式が新しく始まるインボイス制度の根幹となります。

インボイス制度の導入が必要な理由として、1、取引における消費税額を正確に把握するため、2、正確な税率を確認するため、3、不正やミスを防ぐため、これら3つの項目が挙げられます。

また、インボイス制度が導入されなかった場合は、仕入れと販売において不正を行うこともできるようになります。例えば軽減税率の対象である商品を仕入れたとします。税率8%だったものを税率10%と偽って計上すれば、その差額の2%が不当利益となります。こうした不正を防ぐためにも、誰が、いつ、何を、税率何%で合計幾らで販売したという明細を記したインボイスが必要となってきます。

消費者は商品の税率に合った消費税を支払います。支払った消費税は会計上、預り金という項目で処理されます。預り金です。消費税は消費者から預かったお金であり、本来ならば1円まで納めなければならない税金です。免税事業者だからといってお客様が支払った消費税を懐に入れること自体、いかがなものかと思いますが、売上げの低い年商1,000万円未満の事業者に対しては、免税事業者として優遇措置が取ら

れております。

この仕入れにかかった消費税分を差し引くことを仕入税額控除を受けるといいます。仕入税額控除は経営に大きく影響するため、全事業者が登録することが望ましく、全国民が消費するものに対して消費税を支払うことが義務化されております。

さらに、消費税は地方交付税法に定めるところにより、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする定められています。

人間が将来にわたり不安を払拭する税制であります。事業者は納付を行いますが、消費税の負担はしておりません。あくまで消費税を負担しているのは消費者であります。

この制度はもう既にスタートしており、多くの事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請している最中であり、もう後戻りはできません。税の透明性、公平性を鑑みるにつれ必要な制度と思います。

以上のような観点から請願第3号に対し反対討論といたします。以上です。

○**国井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第3号を除く議第31号寒河江市国民健康保険税条例及び寒河江市介護保険条例の一部改正について、議第33号次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結について及び請願第2号令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第31号、議第33号及び請願第2号は原案のとおり可決及び採択されました。

次に、請願第3号「中小業者に悪影響を及ぼすインボイス制度を中止すること」を求める請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第10、議第32号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第11、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。鈴木厚生文教常任委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教常任委員長 登壇〕

- 鈴木みゆき厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月13日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第32号の1案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

議第32号寒河江市公民館に関する条例の一部

改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「旧公民館施設の活用については、今後、どのように対応していくのか。跡地利用等を考えているのか」との問いがあり、当局より「旧公民館施設については、跡地利用等ではなく臨時的な会合に使用するなど、新公民館施設を補佐する役割の施設として活用していく旨、地域住民より聞いております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 國井輝明議長** 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第32号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第13、議案第4号令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

議 案 説 明

- 國井輝明議長** 日程第14、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 國井輝明議長** 日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。

議案第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議案第4号令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

市立病院検討特別委員会の設置について

- 國井輝明議長** 日程第16、市立病院検討特別委員会の設置についてお諮りいたします。

今後も市民が安心して暮らせる医療体制を確保していくため、議会としても市立病院の将来を見据えた運営及び医療体制のあるべき姿について調査研究を行うことを目的とし、5名を委員に選任して構成する市立病院検討特別委員会を設置し、これに付託の上、調査研究を行うことにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件については、市立病院検討特別委員会を設置し、これに付託の上、調査研究を行うことに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時25分

- 國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 程 の 追 加

- 國井輝明議長** この際、市立病院検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、市立病院検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加することに決しました。

市立病院検討特別委員会委員の選任について

○**國井輝明議長** 市立病院検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において太田陽子議員、後藤健一郎議員、渡邊賢一議員、阿部 清議員、柏倉信一議員を指名いたします。

これより市立病院検討特別委員会を招集いたします。

招集場所は、議会第1会議室とし、正副委員長の互選を行っていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時42分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 程 の 追 加

○**國井輝明議長** この際、市立病院検討特別委員会正副委員長の互選結果報告について及び閉会中の継続審査申出並びに委員派遣承認要求についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、市立病院検討特別委員会正副委員長の互選結果報告について及び閉会中の継続審査申出並びに委員派遣承認要求についてを日程に追加することに決しました。

市立病院検討特別委員会 正副委員長の互選結果報告 について

○**國井輝明議長** 市立病院検討特別委員会正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長は柏倉信一議員、副委員長は後藤健一郎議員に決定いたしました。

閉会中の継続審査申出並びに 委員派遣承認要求について

○**國井輝明議長** 次に、閉会中の継続審査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり市立病院検討特別委員会委員長より申出があります。

お諮りいたします。

委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり決しました。

閉 会 午前10時43分

○**國井輝明議長** これにて令和4年第2回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。